外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン

平 22. 1. 29 制定

(目 的)

第1条 このガイドラインは、会員の行う外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関し、顧客区分管理信託の適正な運用を図るための基準等について必要な事項を定め、会員が自主的に当該信託における運用管理状況の透明性を向上させることにより、会員における区分管理の適正な実施を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 このガイドラインにおいて、「顧客区分管理信託」とは、金商業等府令第143条第1項第1号に定める信託をいう。

2 このガイドラインにおいて、「外部監査」とは、内部組織による監査ではなくその組織と関係のない 第三者による監査をいう。

(社内規程の整備)

第3条 会員は、区分管理の適正な実施に関する社内規程を整備し、これを遵守し、顧客区分管理信託の状況を日々確認することとする。

(顧客区分管理信託の状況に関する検証等)

第4条 会員は、毎年1回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。